5.5.2.2.　排出量が3.1.の要件を満たさない場合、排出ガス温度、二酸化炭素（CO_2）、酸素（O_2）の測定値と試験自動車の速度及び加速度との相互相関により再生の発生を検証するものとする。

試験中に再生が発生した場合、Ki係数又はKiオフセットを適用しない結果について、3.1.の要件を満たすかどうかを確認するものとする。排出結果が要件を満たさない場合、試験は無効となり、自動車製作者等の要求に応じ、もう一度試験を繰り返すものとする。この場合において、自動車製作者等は、再生を完了させることができる。二度目の試験で再生が発生したとしても、その試験は有効とみなす。

5.5.2.3.　自動車製作者等の要求に応じ、3.1.の要件を満たしたとしても5.5.2.2.に定める再生の発生の確認を行うことができる。再生の有無が証明され試験機関の同意が得られた場合、最終的な結果はKi係数又はKiオフセットを適用せずに示すものとする。

5.5.2.4.　自動車製作者等は、二度目の試験に先立ち、再生を確実に完了させ、試験自動車を適切にプレコンディショニングしなければならない。

5.5.2.5.　再試験中に再生が発生した場合、再試験中の排出ガスの質量は排出量評価に含まれるものとする。

6.　走行要件

6.1.　走行の瞬間速度を、6.3.から6.5.の規定により低速、中速、高速に区分し、それぞれの割合を合計走行距離に対する比率で表すものとする。

6.2.　道路において試験を行う場合、走行は、一般道路、高速道路等の順に行うものとする。ただし、停車可能な場所に移動するために高速道路等走行の後に一般道路を走行してもよいものとする。

6.3.　40km／h以下の速度での走行を低速に区分する。

6.4.　40km／hを超え60km／h以下の速度での走行を中速に区分する。

6.5.　60km／hを超える速度での走行を高速に区分する。

6.6.　走行は、距離の割合で約25％の低速走行、約30％の中速走行及び約45％の高速走行からなるものとする。この場合において、「約」は、±10パーセントの範囲を意味するものとする。ただし、低速走行は20％を下回らないものとする。

6.7.　速度20km／h以下での走行が連続して20分間以上継続しないものとする。これを超えた場合、試験は無効とする。

6.8.　1km／h未満の速度として定義される停止期間は、低速走行の継続時間の7％から36％の割合を占めるものとする。低速走行には、10秒以上の複数回の停止期間を含むものとする。ただし、個々の停止期間は連続して300秒を超えないものとし、これを超えた場合、試験は無効とする。

6.9.　高速走行には、80km／h以上での走行が、時間の割合で20％以上含まれているものとし、これを満たさない場合、試験は無効とする。

6.10.　走行継続時間は、90分から120分までの範囲とする。

6.11.　始点と終点の海抜標高の差は100mを超えないものとする。

また、全走行並びに低速及び中速走行での比例的な正の累積標高差は1200m／100km未満とし、別紙7に従って求めるものとする。ただし、試験路で試験を行う場合であって、正の累積標高差が明らかな場合にあってはこの限りでない。

6.12.　別紙4の4.で定義されているコールドスタート期間中の平均速度（停止を含む）は、15km／hから40km／hとする。コールドスタート期間中の最高速度は60km／hを超えてはならない。

7.　運転要件

7.1.　試験開始から6.10.に定める最小走行継続時間に達するまで、試験が中断されることなくデータを連続的に記録できるよう走行経路を選択し、走行するものとする。

7.2.　PEMSには、試験自動車の原動機から直接的又は間接的に電力を供給しないものとする。

7.3.　PEMS機器の設置は、試験自動車に起こりうる空気力学的変化を最小化するように注意を払い、排出ガスの排出量及び走行性能に及ぼす影響が最小限となるように行うものとする。

7.4.　試験は、舗装された路面で実施するものとする。

7.5.　試験開始時における原動機（電動機を除く。）の最初の点火後のアイドリング時間は可能な限り最小限にするものとし、15秒を超過してはならない。別紙4の4.に定めるコールドスタート期間における停止時間は可能な限り最小限にするものとし、累積90秒を超過してはならない。試験中に原動機が停止した場合、原動機を再始動してもよいが、サンプリングを中断しないものとする。

8.　潤滑油、燃料及び試薬

8.1.　試験に使用する燃料は、細目告示第3条に定める基準を満たすものでなければならない。また、潤滑油及び試薬（使用する場合に限る。）については、自動車製作者等が指定するものを用いるものとする。

8.2.　自動車製作者等は、燃料、潤滑油及び試薬（使用する場合に限る。）の性状が記載された書面を試験機関に提出するものとする。

9.　排出ガスの排出量及び走行の評価

9.1.　別紙1に従って試験を実施するものとする。

9.2.　走行は、3.7.から8.までに定める要件を満たすものとする。

9.3.　異なる走行のデータの組み合わせ、走行に基づくデータの修正又は削除を行ってはならない。

9.4.　9.2.による走行の妥当性を確立した後、別紙5（車外充電式ハイブリッド電気自動車にあっては、別紙8）に定める方法を用いて排出ガスの排出量を計算するものとする。

9.5.　特定の期間中に周囲条件が5.2.に従って拡張された場合、別紙4に従って計算されたこの特定期間中のNOxの排出量を修正係数1.6で割り、その後に本別添の要件への適合性を評価するものとする。複数の周囲条件が拡張された場合であっても、修正係数の適用は一回のみとする。

9.6.　試験開始前の少なくとも3時間の平均周囲温度が5.2.による拡張条件の範囲内となる条件下において試験自動車がソークされた場合、別紙4の4.に定めるコールドスタート期間のうち周囲条件が拡張されていない期間のNOxの排出量を1.6で割るものとする。複数の周囲条件が拡張された場合であっても、修正係数の適用は1回のみとする。

別紙1　PEMSによる排出ガス試験手順

1.　本別紙には、PEMSを使用した試験自動車の排出ガスの測定手順について規定する。

2.　記号

#	数
p_e	真空圧［kPa］
q_{VS}	システムの体積流量［l／min］
ppm	体積百万分率
rpm	毎分回転数
V_s	システム容積［l］

3.　一般要件

3.1.　PEMS

3.1.1.から3.1.5.までに規定する装置で構成されたPEMSを使用して試験するものとする。この場合において、3.2.に示す原動機及び自動車のパラメータを求めるため、PEMSとECUを接続することができるものとする。